

令和3年3月新規中学校及び高等学校卒業者の 就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会を確保するとともに、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者の連携体制を確立し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行うことを目的として、令和2年4月28日に「茨城県就職問題検討会議」を開催しました。

令和3年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校卒業者	新規高等学校卒業者
① ハローワーク での求人申込	A：受付開始	令和2年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認(※))	
	B：求人提出企業 への返戻開始	—	令和2年7月1日以降
② 学校推薦・ 企業選考等	① B の求人票返戻後 学校への求人申込	—	令和2年7月1日以降 (ハローワークにおける 求人受付・確認後(※))
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた 求人票を学校に持参する。 (訪問前に必ず学校と連絡 調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和3年1月1日以降	令和2年9月5日以降 (文書到達主義)
	企業の選考開始	令和3年1月1日以降	令和2年9月16日以降 9月30日までは、1人1社まで 応募・推薦(紹介)可能 10月1日以降は1人2社まで 応募・推薦(紹介)可能 (ただし、就職面接会においては、 2社以上応募可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和3年4月1日以降	卒業後

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の推薦
を行いません。

詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

申し合わせ

令和3年3月新規中学校及び高等学校卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせる。

記

第1 求人受理及び推薦、選考開始期日等について

1 新規中学校卒業予定者

- (1) 求人は、求人事業所を管轄する公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、令和2年6月1日から受理を開始するものであること。
- (2) 他安定所への求人連絡は、令和2年7月1日以降開始するものであること。
- (3) 推薦、選考は、令和3年1月1日以降(推薦については文書到達主義)開始するものであること。

2 新規高等学校卒業予定者

- (1) 安定所における求人申込みの受理及び確認(求人票への受理・確認印の押印)のための求人票の受付は、求人事業所を管轄する安定所において、令和2年6月1日から開始するものであること。
- (2) 安定所の確認した求人票の求人者への返戻は、令和2年7月1日以降行うものとする。したがって、高等学校における求人申込みの受理は、安定所の確認を受けた求人票により令和2年7月1日以降開始するものであること。

なお、この手続きによらない求人申込みがあった場合には、高等学校は生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (3) 推薦開始期日については、令和2年9月5日以降(文書到達主義)とし、選考開始期日については令和2年9月16日以降であること。
- (4) 令和2年10月1日以降は、一人二社まで応募・推薦可能とすること。ただし、就職面接会においては、二社以上応募可能とすること。

第2 家庭訪問の取扱について

新規中学校及び高等学校卒業者を対象とする求人活動のための求人者(求人者の委託を受けた者を含む。)の家庭訪問は、これを全面禁止するものであること。

第3 学校訪問の取扱について

求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

第4 文書募集の取扱について

- 1 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、時期の如何を問わず行わないものであること。
- 2 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集開始は、令和2年7月1日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は、次の条件によることとする。

- (1) 安定所へ求人申込みを行った求人であること。
- (2) 求人管轄安定所名、求人番号を掲載すること。

(3) 安定所において確認を受けた、求人票記載内容と異なる内容のものでないこと。

(4) 応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、選考開始期日については、上記第1の2(3)の取扱いと同様であること。

第5 応募書類の取扱いについて

求人者が、採用に際して徴することができる応募書類は、職業安定機関が全国統一で使用している様式による書類のみとし、求人者は他の書類の提出を求めないものであること。

第6 採用選考について

- 1 採用選考にあたっては、出身地、家族の職業、経済的条件、家庭環境等を採否決定の判断資料とすることなく、応募者本人の有する適性と能力を引き出し、これを効果的に発揮させるという観点に立ち、合理的な選考がなされるよう配慮するものであること。
- 2 男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、女子と男子の均等な機会が与えられるとともに、障害者に対しては、格別の考慮がなされるよう配慮するものであること。
- 3 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に基づき、労働条件等の明示、職場における就労実態に係る情報の提供等に配慮すること。

第7 選考の通知について

選考後は、速やかに採否を決定し、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、選考を受けた生徒に対し通知を行うこと。

第8 就業開始期日について

- 1 新規中学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期は令和3年4月1日以降とすること。
- 2 新規高等学校卒業者の就業開始（名目の如何を問わず、実質的に雇用関係と見られるものや実習期間中の講習及び研修を含む。）時期については卒業後とするものであること。

令和2年4月28日

(一社)茨城県経営者協会会長
(一社)茨城県銀行協会理事長
茨城県商工会議所連合会会長
茨城県商工会連合会会長
茨城県中小企業団体中央会会長
茨城県教育委員会教育長
茨城県高等学校長協会会長
茨城県高等学校教育研究会会長
茨城県産業教育振興会理事長
茨城県学校長会会長
茨城県教育研究会会長
茨城県総務部長
茨城県産業戦略部長
茨城県労働局職業安定部長
茨城公共職業安定所長会会長

公共職業安定所(ハローワーク)管轄区域一覧表

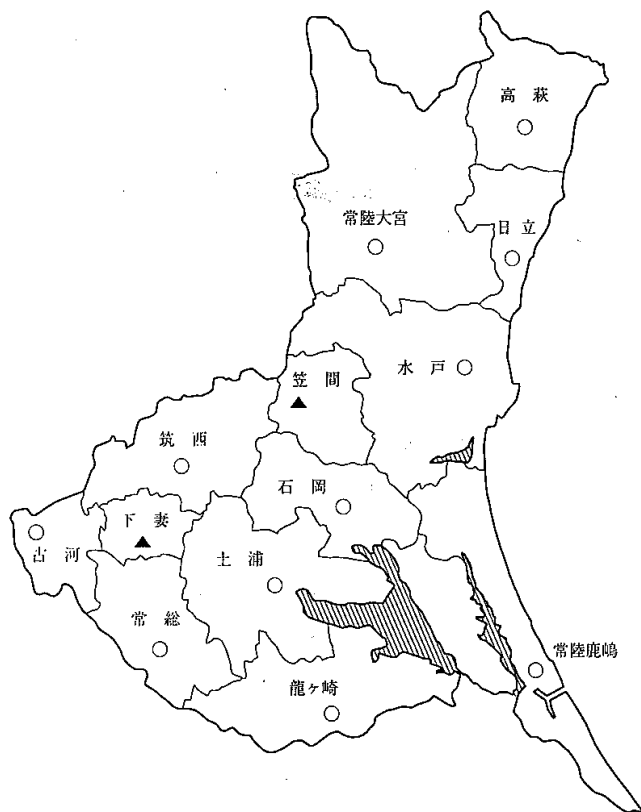
ハローワーク名	所在地	電話・FAX番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029(231)6221 FAX 029(224)0795	水戸市・ひたちなか市・那珂市・東海村・ 茨城町・大洗町・城里町
(笠間)	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296(72)0252 FAX 0296(72)9008	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294(21)6441 FAX 0294(23)3340	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296(22)2188 FAX 0296(25)2664	筑西市・結城市・桜川市
(下妻)	〒304-0041 下妻市大字古沢34-2	TEL 0296(43)3737 FAX 0296(44)6564	下妻市・八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	TEL 029(822)5124 FAX 029(822)5294	土浦市・つくば市・かすみがうら市・ 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280(32)0461 FAX 0280(32)9019	古河市・五霞町・境町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297(22)8609 FAX 0297(22)2163	常総市・坂東市・守谷市・つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299(26)8141 FAX 0299(26)8142	石岡市・小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295(52)3185 FAX 0295(52)2068	常陸大宮市・常陸太田市・大子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	TEL 0297(60)2727 FAX 0297(65)3060	龍ヶ崎市・取手市・牛久市・稲敷市・ 河内町・美浦村・利根町
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293(22)2549 FAX 0293(23)6520	高萩市・北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299(83)2318 FAX 0299(82)6028	鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市

※ () は出張所

※令和2年4月1日現在

※各ハローワークの案内図については茨城労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>) をご覧ください。

県内公共職業安定所一覧



公共職業安定所 ○ 11所
出張所 ▲ 2所

◆茨城労働局職業安定部職業安定課◆

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31

TEL 029(224)6218

FAX 029(224)6279

公共職業安定所の愛称です。

『ハローワーク』

「ハロー」の挨拶のことばに出会いを大切にする
安定所の精神をこめた愛称です

〇〇公共職業安定所 ハローワーク〇〇と呼んでください。